人事院
National Personnel Authority

国家公務員に

出生サポート休暇

を新設しました（令和４年１月１日施行）

不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、有給の休暇として休むことができるようになりました。

人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）第２２条第１項第５号の２
人事院規則１５－１５（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第４条第１項第９号

＜休暇の日数＞（有給）
常勤職員　：１の年において５日の範囲内
非常勤職員：１の年度において５日の範囲内
＜休暇の単位＞１日又は１時間

体外受精や顕微授精を受ける場合は＋５日

＜使用事由＞
不妊治療を受けるための医療機関への通院や、その医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席などで使用可能（移動の時間を含む。）

＜対象職員＞
常勤職員　：全ての職員
非常勤職員：１週間の勤務日が３日以上の職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で１年間の勤務日が121日以上であるもの

＜休暇の請求＞
休暇簿により請求

理由欄には、通称や根拠条文を用いて記載することでも差し支えありません。

制度の詳細については人事院ＨＰをチェック
https://www.jinji.go.jp/ichiran/syussyousupport.html

人事院職員福祉局職員福祉課
☎03-3581-5311（内線：2566）